

議事日程（第1号）

令和6年9月2日（月曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第9号 放棄した債権の報告について
- 日程第5 報第10号 健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報第11号 資金不足比率の報告について
- 日程第7 報第12号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について
- 日程第8 承第5号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第5号））
- 日程第9 諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 同第11号 下呂市副市長の選任について
- 日程第11 議第73号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第12 議第74号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第75号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第76号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議第77号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第16 議第78号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議第79号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第18 議第80号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第19 議第81号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）
- 日程第20 議第82号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議第83号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議第84号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議第85号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議第86号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議第87号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 認第1号 令和5年度下呂市一般会計決算の認定について
- 日程第27 認第2号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について

- 日程第28 認第3号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第29 認第4号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について
- 日程第30 認第5号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について
- 日程第31 認第6号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について
- 日程第32 認第7号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について
- 日程第33 認第8号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について
- 日程第34 認第9号 令和5年度下呂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第35 認第10号 令和5年度下呂市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第36 認第11号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について
- 日程第37 認第12号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について
-

出席議員（14名）

議長	中島 達也	1番	下平 裕次郎
2番	桂川 融己	3番	大西 尚子
4番	高井 範和	5番	桂川 いずみ
6番	加藤 久人	7番	鷺見 昌己
8番	田口 琢弥	9番	森 哲士
10番	田中 喜登	11番	尾里 集務
12番	中島 ゆき子	13番	今井 政良

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	山内 登	副市長	田口 広宣
教育長	中村 好一	監査委員	都竹 基己
会計管理者	中谷 三男	総務部長	野村 穂穂
まちづくり 推進部長	田谷 諭志	地域振興部長	大坪 孝弘
教育委員会 事務局長	山中 明美	環境部長	田口 昇
農林部長	青木 秀史	農林部理事	大島 愛彦
建設部長	大前 栄樹	金山病院 事務局長	池戸 美紀
市民保健部長	森本 千恵	福祉部長	小澤 和博

観光商工部長 小池雅之 消防長 遠藤丙午
上下水道部長 今村正直

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田添誠 書記 細江隆義

午前9時30分 開会

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也議員）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

これより令和6年第5回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、会議システムで配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番 尾里議員、12番 中島議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也議員）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの29日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告及び例月現金出納検査報告及び専決処分事項の報告は、会議システムで配付しておりますので御確認願います。

◎報第9号について（報告・質疑）

○議長（中島達也議員）

日程第4、報第9号 放棄した債権の報告について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（野村 穂）

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報第9号 放棄した債権の報告について。

下呂市債権管理条例第16条第1項の規定により、次のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称、人数、件数、金額、放棄年月日について、債権ごとの合計のみ読み上げさせていただきます。

市営住宅使用料、5人、139件、365万300円、令和6年3月25日。水道料金、10人、32件、57万1,516円、令和6年3月25日。医療費個人負担金、1人、1件、1万2,960円、令和6年3月25日。合計が、16人、172件、423万4,776円でございます。令和6年9月21日提出。

2ページをお願いいたします。

放棄事由の概要でございます。

先ほどの表中の放棄事由につきましては、条例第16条第1項に掲げる8号の事由のうち、第1号の消滅時効に係る時効期間の満了、第3号の相続人不存在または相続放棄、第4号の破産免責等、第6号の徴収停止後の期間経過、第7号の生活保護受給者またはこれに準ずる者に該当すると判断をしたものでございます。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

総務部長。

○総務部長（野村 穂）

ただいま提案の年月日を令和6年9月21日と申し上げましたが、9月2日の間違えでございました。訂正しておわび申し上げます。

○議長（中島達也議員）

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第9号の報告を終わります。

◎報第10号及び報第11号について（報告・質疑）

○議長（中島達也議員）

日程第5、報第10号 健全化判断比率の報告について、日程第6、報第11号 資金不足比率の報告について、以上2件の報告を求める。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

おはようございます。

それでは、議案書の3ページを御覧ください。

報第10号 健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。令和6年9月2日提出。

下記の表を御覧ください。

まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字、連結実質収支が黒字のため、それぞれ比率はございません。

次に、実質公債費比率は11.0%となり、前年度から0.6ポイントの改善となりました。この比率は、令和3年度から令和5年度の単年度比率の3か年平均で算出するものです。令和5年度と令和4年度との単年度比較では、市債の元利償還金が1億1,000万円減少、公営企業の企業債の償還に充てたと認められる繰入金が3億円減少となったことが改善の主な要因で、令和5年度単年度比率として10.3%となりました。また、国が示す早期健全化基準は25%であり、当市の比率は基準以下であり、現時点では適正な公債費の償還規模と言えます。

次に、将来負担比率は1.9%となり、前年度から7.9ポイント改善しました。公営企業債残高の減に伴う公営企業債等繰入見込額が12億8,000万円減少したことや、市債の償還額等に充当可能な基金が8億3,000万円増となったことなどが主な要因です。また、国が示す早期健全化基準は350%であり、現時点では将来への財政圧迫の度合いは高いものではない状態でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

報第11号 資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る資金不足比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。令和6年9月2日提出。

下記の表を御覧ください。

本来なら公営企業会計ごとに担当部局より報告すべきものですが、まちづくり推進部で報告をさせていただきます。

資金不足比率は、資金不足額の事業規模に対する比率ですが、資金剰余金が生じている、または資金不足がないことから、令和5年度の資金不足比率については該当がないことを報告さ

せていただきます。

以上、2件について御報告させていただきました。よろしくお願ひをいたします。

○議長（中島達也議員）

ただいま報告がありました報第10号及び報第11号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、下呂市監査委員の審査が行われております。よって、その結果につきまして監査委員の報告を求めます。

都竹監査委員。

○監査委員（都竹基己）

令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果を報告いたします。

この報告については、過日、今井能和監査委員と審査を実施し、その結果となる令和5年度下呂市財政健全化及び経営健全化審査意見書を市長に対して提出しております。その意見書に沿つて説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1の下呂市監査基準への準拠から第6の審査の実施場所及び日程までは、記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

第7. 審査の結果、審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

2ページをお願いします。

第8の(1)健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字そのもののがありませんので、横棒となっております。

実質公債費比率は、端的に申し上げれば、借入金である地方債の元利償還金額の財政負担率であります。3か年の平均数値ですが、11.0%と、0.6ポイント改善しております。

なお、実質公債費比率における早期健全化基準は25.0%であります。

将来負担比率は、単年度の財政規模に対し借入金である地方債などの将来負担すべき額の割合であり、1.9%と、7.9ポイント改善しております。

なお、将来負担比率における早期健全化基準は350.0%であります。

次に、(2)資金不足比率につきましては、全ての公営企業会計において資金不足はありません。以上でございます。

○議長（中島達也議員）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第10号及び報第11号の報告を終わります。

◎報第12号について（報告・質疑）

○議長（中島達也議員）

日程第7、報第12号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について、報告を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、報第12号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について、御説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

報第12号 一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況の報告について。

一般財団法人下呂ふるさと文化財団の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。令和6年9月2日提出。

事業報告及び決算につきましては、令和6年5月9日に開かれましたふるさと文化財団の理事会で承認されたものです。

それでは、6ページからが令和5年度事業報告書及び収支決算書です。

7ページをお開きください。

事業報告です。

議員の皆様はあらかじめお目通しいただいていることと存じますが、長文になりますので、この場では要約のみお伝えをさせていただきます。

初めに、下呂交流会館指定管理事業です。

令和5年度は、新型コロナウィルス感染症が第5類に変更され、利用人数、利用料収入はともに増加しました。7ページから8ページに記載のとおり、大きなイベントを開催することができ、市民に貴重な体験や憩いの時間を提供することができました。利用者数の推移で見ますと、令和5年度6万710人と、コロナ禍前の令和元年度6万3,846人に対して95%となりました。また、施設使用料の累計金額では、令和5年度は令和元年度を上回る104%となっています。

8ページ下段には、財団独自事業を掲載しています。

9ページをお願いいたします。

9ページは、理事会・評議員会の開催状況です。

10ページをお願いいたします。

10ページは、役員名簿です。

11ページをお願いいたします。

11ページから14ページは、令和5年度の実施事業の詳細となっています。

それでは、令和5年度の決算につきまして、16ページをお開きください。

財務諸表のうち貸借対照表です。

資産の部、流動資産では現金預金、未収金、つり銭準備金合わせて2,026万6,782円。固定資産では、基本財産として定期預金、投資有価証券合わせて1億円です。以上、資産合計は1億2,026万6,782円です。

負債の部、流動負債では未払金1,168万3,066円、未払消費税等175万1,300円です。これら全て負債の合計は1,353万2,366円です。

17ページをお願いいたします。

17ページは、正味財産増減計算書です。

一般正味財産増減の部では、経常収益は、基本財産の受取利息、事業収益、主に指定管理料のほか、施設使用料やイベントの入場料などで、合計で1億7,598万4,619円です。事業や管理に要した経常費用の合計は1億7,602万3,805円です。当期の経常増減額はマイナスの3万9,186円でございます。この経常増減額は一般正味財産から減ずるとともに、指定正味財産1億円と合わせまして正味財産期末残高は1億673万4,416円です。

18ページをお願いします。

18ページは、今申し上げました17ページの明細となっています。

文化財団のふるさと文化振興事業、下呂市からの指定管理事業、財団の法人会計に分けた明細となっています。

19ページをお願いいたします。

19ページは、これまで御説明申し上げました財務諸表に関する注記で、基本財産の内訳などです。

21ページをお願いいたします。

21ページが財産目録で、資産の預け先、流動負債の内容です。

22ページをお願いいたします。

22ページが財団の監事による監査報告書です。令和6年5月7日に監査をいたいただいております。

24ページをお願いします。

24ページからは、令和6年度の事業計画書及び収支予算書です。

24ページは、令和6年度一般財団法人下呂ふるさと文化財団事業計画です。長文ですので、この場では要約をお伝えさせていただきます。

令和6年度から5年間の下呂交流会館の指定管理者の指定を受けました。これまでの経験と蓄積されたノウハウ、利用者との信頼関係を大切にして業務に邁進をいたします。引き続き、コンサート、トークライブ、演劇企画など多様な事業を計画し、大型コンベンションの開催可能な施設として、今後も下呂温泉観光協会が中心となる誘致宣伝委員会におきまして情報共有を図るとともに、市外利用者の誘致を進めてまいります。

25ページをお願いいたします。

基本財産運用収入により実施するふるさと文化振興事業について記載をしています。

26ページ中段をお願いいたします。

26ページから29ページは、今年度の事業内容です。

30ページをお願いいたします。

令和6年度の収支予算書です。

31ページをお願いいたします。

31、32ページは、指定管理業務に係る令和6年度の収支予算書です。

事業活動収入としましては、指定管理料1億4,571万8,000円を含め、合計で1億7,158万1,000円を見込みます。事業活動支出では、交流会館の指定管理事業、交流会館の自主事業の経費、人件費として1億7,158万1,000円が計上されています。

33ページを御覧ください。

こちらは、ふるさと文化財団の独自会計に係る収支予算書です。

これらの予算につきましては、3月14日の理事会、3月18日の評議員会で承認をいただいております。

説明は以上でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第12号の報告を終わります。

◎承第5号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第8、承第5号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

承第5号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議案書の34ページをお開きください。

承第5号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第5号））。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和6年9月2日提出。

提案理由でございます。新たな住民税非課税世帯等に対する給付金及び当該給付金のこども加算の給付について、給付対象者が当初の見込み以上となり、速やかに給付金を給付するための予算の増額補正を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定

により報告し、承認を求めるものです。

続いて、35ページをお開きください。

令和6年7月18日付の専決処分書です。詳細は補正予算書にて説明をいたします。

36ページを御覧ください。

令和6年度下呂市一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,020万4,000円を追加し、収入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億250万6,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表　歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書で説明をいたしますので、39ページをお開きください。

歳入でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金7,020万4,000円の増額は、新たな住民税非課税世帯等に対する給付金及び当該給付金のこども加算の給付に係る国庫補助金で、国の施策であるため、歳出事業費全額を国庫支出金で計上しています。

40ページを御覧ください。

歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費7,020万4,000円の増額は、国の新たな経済に向けた給付金定額減税一体措置として、新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対する10万円給付が6,848万4,000円の増額で、交付金683世帯分6,830万円とその支給に必要な経費18万4,000円、また当該給付金を受ける世帯で18歳以下の子供がいる場合の子供1人当たり5万円加算が172万円の増額で、交付金34人分170万円とその支給に必要な経費2万円でございます。

以上で、承第5号、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第5号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、承第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第5号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第5号））、本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、承第5号は承認することに決定いたしました。

◎諮第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第9、諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

諮第4号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま上程されました諮第4号につきまして、御説明を申し上げます。

それでは、議案書の41ページをお開きください。

諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、上野久美子、年齢69歳、住所は記載のとおりでございます。令和6年9月2日提出。

提案理由でございますが、人権擁護委員 上野久美子氏が、令和6年12月31日に任期満了となるためでございます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は上野久美子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第4号については、上野久美子さんを適任とすることに決定いたしました。

◎同第11号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第10、同第11号 下呂市副市長の選任についてを議題といたします。

副市長。

○副市長（田口広宣）

本議題につきましては、私自身の人事案件ということでございますので、退室をお願いしたいと思います。

○議長（中島達也議員）

ただいま田口副市長から退席の申出がありましたので、これを許可いたします。どうぞ退席してください。

[副市長 田口広宣 退場]

同第11号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま上程されました同第11号につきまして、御説明を申し上げます。

それでは、議案書42ページをお開きください。

同第11号 下呂市副市長の選任について。

次の者を下呂市副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、田口広宣、年齢61歳、住所は記載のとおりでございます。令和6年9月2日提出。

提案理由でございますが、下呂市副市長 田口広宣氏の任期満了に伴い、同氏を再任することについて同意を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第11号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第11号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第11号 下呂市副市長の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第11号については同意することに決定いたしました。

副市長の入場を許可いたします。

〔副市長 田口広宣 入場・復席〕

ここで副市長に任命されました田口広宣さんから一言御挨拶をいただきます。

副市長。

○副市長（田口広宣）

ただいまは新しい任期の御同意をいただきました。非常に副市長に対する荷の重さを感じているとともに、引き続き下呂市政に関われることに非常に喜びと期待感を持っております。

先般も岐阜県の要職を務められた方と懇談する機会がありましたけれども、非常に下呂市のボテンシャルが高いということを御評価いただきました。

市長2期目の所信表明の中で、人口減少対策とまちづくり対策について全力で取り組んでいくという所信表明をされています。

その中で、キーワードとしてウェルビーイングという言葉を使われてますが、これはいわゆる幸福度ということでございますけれども、私たちこの下呂市に住んでいる市民が本当にこのまちに住んでいてよかったと思えることが、やはりここを訪れる方々、また移住定住で下呂市へ来ていただける方、そして何よりも就職また進学で下呂市を一旦は出るものやはりまた下呂市へ帰ってこようという気持ちを醸成することにつながると思います。

引き続き、微力ではございますけれども、全力で取り組んでまいりますので、皆様方の御協力、御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

◎議第73号から議第75号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第11、議第73号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第12、議第74号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第75号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括議題といたします。

初めに、議第73号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（野村 積）

それでは、議案書の43ページをお開きください。

議第73号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。令和6年9月2日提出。

提案理由でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑、拘禁刑と申しますが、として单一化されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしましては、下呂市職員の給与に関する条例ほか5条例について、条文中の刑法が

定める法定刑である「懲役」と「禁錮」という文言を「拘禁刑」に改めます。

施行については、法の公布の日から起算して3年を超えない範囲で法令で定める日とされております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第74号及び議第75号について、提案理由の説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

議案書の52ページを御覧ください。

議第74号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について。

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年9月2日提出。

提案理由でございます。飛騨川温泉しみずの湯の経営安定確保のため、利用料金を見直し、燃料の高騰や物価上昇等に対応できるよう、当該条例の一部を改正するもの。あわせて、年間を通して営業時間を統一するものでございます。

概要としましては、別表第1関係で、年間を通じて営業時間を統一するものと、別表第2関係で、温泉のみの利用について半年券と年間券を追加し、1回券の上限、下限の利用料金の引上げ、温泉とプール利用の半年券と年間券の上限、下限の利用料金を引き上げるもので、附則関係で施行日を規定するものでございます。

以上で、議第74号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

続きまして、57ページをお願いします。

議第75号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年9月2日提出。

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

概要としましては、第29条関係で、マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化に基づき、被保険者証が廃止となるため、被保険者証の返還に応じない者に関する部分を削るもので、附則関係で、施行日を規定するものでございます。

以上で、議第75号 下呂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

以上、2議案につきまして御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第73号から議第75号までの3件については、お手元に配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第76号から議第87号までの12件について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第14、議第76号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第6号）、日程第15、議第77号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、日程第16、議第78号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議第79号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、日程第18、議第80号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、日程第19、議第81号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）、日程第20、議第82号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議第83号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議第84号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第23、議第85号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第24、議第86号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）、日程第25、議第87号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）、以上12件を一括議題といたします。

初めに、議第76号から議第87号までの12件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました議第76号から議第87号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算では、令和5年度の決算に伴う今後の財政運営を見据えた財政調整基金留保などの整理、また第2・四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業について予算計上をしております。

今後の行財政運営を見据えた補正では、令和5年度決算による繰越金の分析や令和6年度の普通交付税の交付決定額を含め、今後の見込みを立てながら、財政調整基金について、基金からの繰入れ、基金への積立てを総合的に調整し、基金の温存に努めるよう予算計上をしております。

第2・四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業としては、デマンドバス運行経路とダイヤ見直しに伴う委託料の増額、令和5年度の国・県補助事業の事業費確定による国庫・県費補助金の返還金、あさぎりサニーランドの設備修繕ややすらぎセンター萩の備品購入に係る経費、市内中小企業の事業活動や観光振興団体の活動に対する支援、通行止め解除に向けた

市道大垣内門坂線の落石対策調査費と工事費、女性消防職員が当直業務を行うための消防署の改修、5月の豪雨により被害を受けた川西南部頭首工施設の復旧に係る経費などを計上させていただいております。

また、各会計に共通する補正としましては、令和5年度決算による繰越金の確定や、これに係る精算金の確定と会計間の繰入れ、繰り出しの調整などが含まれております。

詳細につきましては、各担当部長が御説明を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第76号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第76号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第6号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億9,944万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246億194万7,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 岁入歳出予算補正によります。

第2条は繰越し明許費で、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越し明許費によります。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正によります。

第4条は地方債の補正で、地方債の変更は、第4表 地方債補正によるものです。令和6年9月2日提出。

2ページをお開きください。

第1表 岁入歳出予算補正の歳入でございます。

まずは歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

10款地方特例交付金は557万9,000円の増額、11款地方交付税は4,383万7,000円の減額、15款国庫支出金は1,322万4,000円の増額、16款県支出金は443万7,000円の減額、17款財産収入は472万5,000円の増額、18款寄附金は699万円の増額、3ページに移っていただいて、19款繰入金は4,888万5,000円の増額、20款繰越し金は6億3,234万9,000円の増額、21款諸収入は7,097万9,000円の増額、22款市債は3,344万1,000円の減額を計上させていただきました。

4ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費は4億8,226万円の増額、3款民生費は2,817万7,000円の増額、4款衛生費は4,350万3,000円の増額、6款農林水産業費は4,310万5,000円の増額、7款商工費は1,666万6,000円の

増額、8款土木費は3,534万4,000円の増額、5ページに移っていただきまして、9款消防費は3,330万2,000円の増額、10款教育費は418万2,000円の増額、11款災害復旧費は500万円を計上いたしました。

14款予備費は779万8,000円を計上いたしました。

続いて、6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費でございます。

長洞谷河川改修詳細設計において、関係者との協議に時間を要しており、年度内の工事完了が見込めないため、繰越明許費を計上するものです。

7ページを御覧ください。

第3表 債務負担行為補正の追加でございます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、健康管理システムデータの標準化作業を委託するための限度額220万円を追加するものです。

8ページを御覧ください。

第4表 地方債補正の変更でございます。

臨時財政対策債は今年度の発行可能額が決定したことによる減額と、その下の環境衛生施設整備事業は環境施設作業用重機購入事業費の減に伴う減額、その下の農地農業施設整備事業は県単かんがい排水事業の事業費皆減に伴う減額、消防施設整備事業は消防本部庁舎改修事業に緊急防災減災事業債を充当するための増額となっています。

9ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明の省略をさせていただきます。

少し飛びますが、42ページをお開きください。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

表の下段、比較欄のその他の特別職の報酬76万2,000円の増額は、消防団員災害出動報酬が主なものとなります。

43ページをお開きください。

こちらは会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

職員数は、パートタイム職員1名の増で、報酬、職員手当を合わせて102万7,000円の増額です。職員手当の内訳については、下表のとおりでございます。

45ページをお開きください。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明をいたしました健康管理システムデータ移行作業委託料に係る限度額と令和7年度の支出予定額とその財源をお示ししています。

46ページをお開きください。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和6年度末の残高見込額で、224億991万9,000円となる見込みでございます。

以上で、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第77号及び議第78号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

補正予算書47ページを御覧ください。

議第77号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

令和6年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,551万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,299万2,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 嶸入歳出予算補正によります。令和6年9月2日提出。

48ページを御覧ください。

第1表 嶌入歳出予算補正の上段は歳入でございます。

1款国民健康保険税は、保険税収入見込額により5,326万1,000円を減額、9款繰入金は、基金取崩し額等による5,331万2,000円の増額、10款繰越金4,546万5,000円の増額を計上いたしました。

下段は歳出でございます。

主なものについて御説明いたします。

5款基金積立金3,021万2,000円の増額、7款諸支出金は精算に伴う返還金1,525万3,000円を増額計上いたしました。

49ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

以上が令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の説明となります。

引き続き53ページを御覧ください。

議第78号 令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,374万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,344万8,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 嶌入歳出予算補正によります。令和6年9月2日提出。

54ページを御覧ください。

第1表 嶌入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

5款繰越金1,308万2,000円の増額、6款諸収入は負担額決定に伴う66万6,000円の増額計上でございます。

下段は歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1,150万3,000円の増額、5款諸支出金は一般会計への繰出金として224万5,000円を増額計上いたしました。

55ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、令和6年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第79号及び議第80号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

補正予算書の59ページを御覧ください。

議第79号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,574万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,553万8,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 岁入歳出予算補正によります。令和6年9月2日提出。

60ページを御覧ください。

第1表 岁入歳出予算補正の歳入でございます。

主なものについて御説明いたします。

6款繰入金は81万7,000円の増額、7款繰越金は令和5年度からの繰越額確定に伴い1,471万1,000円を増額計上しました。

下段は歳出になります。

3款施設整備費は92万2,000円の増額、6款諸支出金は一般会計の繰出金として1,471万1,000円を増額計上しました。

61ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

以上が令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）の説明となります。

続きまして、67ページを御覧ください。

議第80号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,624万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,807万9,000円とするものです。款項の区分、

金額等は、第1表 岁入歳出予算補正によります。令和6年9月2日提出。

68ページを御覧ください。

第1表 岁入歳出予算補正の歳入でございます。

主なものについて御説明いたします。

1款保険料は710万7,000円の増額、4款国庫支出金は93万6,000円の増額、5款支払基金交付金は447万4,000円の増額、11款繰越金は令和5年度からの繰越額確定に伴い1億3,283万2,000円を増額計上しました。

69ページに移っていただきまして、歳出でございます。

2款保険給付費は360万円の増額、7款基金積立金は3,841万4,000円の増額、9款諸支出金1億123万5,000円の増額は、国県支出金返還金と一般会計への繰出金を計上しました。

10款予備費は300万円を増額計上しております。

71ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第81号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

77ページを御覧ください。

議第81号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,265万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,822万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表によります。令和6年9月2日提出。

78ページを御覧ください。

第1表 岁入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

主なものについて御説明いたします。

8款繰越金は、繰越額確定に伴い2,264万1,000円を増額計上いたしました。

下段は歳出でございます。

6款諸支出金は、一般会計への繰出金として2,264万1,000円を増額計上しました。

79ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

83ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。

会計年度任用職員の薬剤師の報酬を委託に組み替えたことによる、報酬40万3,000円の減額です。

以上で、令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第82号について詳細説明を求めます。

地域振興部長。

○地域振興部長（大坪孝弘）

それでは、議第82号 令和6年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

補正予算書の85ページを御覧ください。

令和6年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ193万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ613万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 嶸入歳出予算補正によります。令和6年9月2日提出。

86ページを御覧ください。

第1表 嶌入歳出予算補正、上段は歳入でございます。

3款繰越金の193万6,000円の増額は、令和5年度の繰越金の額の確定によるものでございます。

続いて、歳出でございます。

1款総務費37万8,000円の増額、2款財産管理費9万2,000円の増額、4款予備費146万6,000円の増額でございます。

87ページからは事項別明細書となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第83号について詳細説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山中明美）

補正予算書、91ページを御覧ください。

議第83号 令和6年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）です。

令和6年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,530万2,000円とするものでございます。款項の区分及び金額等につきましては、第1表 嶌入歳出予算補正によります。令和6年9月2日提出。

92ページを御覧ください。

上段の歳入は、2款繰越金8万2,000円の増額で、令和5年度繰越金の確定によるものでございます。

下段の歳出は、1款学校給食費で学校給食に係る賄材料費を8万2,000円増額するものでございます。

93ページ以降は事項別明細書でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第84号及び議第85号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直）

それでは、補正予算書97ページを御覧ください。

議第84号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度下呂市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,922万円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7,051万2,000円及び消費税資本的収支調整額1,870万8,000円で補てんするものとする。」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,755万9,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7,784万円及び消費税資本的収支調整額1,971万9,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款資本的収入は1,276万2,000円を増額し、4億5,512万2,000円とする。

支出の第1款資本的支出は2,110万1,000円を増額し、5億5,268万1,000円とするものです。令和6年9月2日提出。

詳細は実施計画明細書で説明しますので、103ページを御覧ください。

1款資本的収入、2項1目負担金1,276万2,000円の増額は、道路改良事業に伴う水道管の移設負担金を計上しました。

1款資本的支出、1項1目改良費2,110万1,000円の増額は、道路改良事業に伴う水道管の移設工事費と水道機器故障に伴う取替え工事費を計上しております。

続いて、議第85号について説明をさせていただきます。

105ページを御覧ください。

議第85号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度下呂市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業収益は12万1,000円を増額し、12億4,833万5,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額500万

3,000円は、消費税資本的収支調整額で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額488万2,000円は、消費税資本的収支調整額で補てんするものとする」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入は12万1,000円を増額し、15億1,328万5,000円とするものです。令和6年9月2日提出。

詳細は実施計画明細書で説明しますので、112ページを御覧ください。

1款下水道事業収益、3項1目過年度損益修正益12万1,000円の増額は、昨年度廃止した処理場の跡地が売却できたため、過年度の収益として補正をするものです。

続いて、113ページを御覧ください。

1款資本的収入、6項1目固定資産売却代金12万1,000円の増額は、処理場跡地の売却代金を計上しております。

以上で、議第84号及び議第85号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第86号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

それでは、補正予算書115ページを御覧ください。

議第86号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

年間入場者数17万1,000人、1日平均入場者数468人（営業日数365日）、利用収益1億2,610万9,000円、販売収益1億2,855万円とします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の第1款下呂温泉合掌村事業収益は1,052万6,000円を増額し、2億5,747万6,000円とします。

116ページを御覧ください。

支出の第1款下呂温泉合掌村事業費用は810万4,000円を増額し、2億4,554万円とするものです。令和6年9月2日提出。

それでは、詳細を実施計画明細書で説明しますので、122ページを御覧ください。

収益的収入の第1款下呂温泉合掌村事業収益、1項営業収益の964万9,000円の増額は、1目利用収益で529万9,000円、2目販売収益で435万円を増額するものです。これは、4月以降の入場者数が前年度対比で増加しており、今後も堅調な入場者数が見込まれることから、入場料、売上料の増加を補正するものでございます。

その下の2項営業外収益、4目雑収益87万7,000円の増額は、過年度分の労働保険料が過大となっていたことから、還付を受けるため補正するものでございます。

123ページを御覧ください。

収益的支出の第1款下呂温泉合掌村事業費用、1項営業費用、2目施設経営費810万4,000円の増額は、植栽等の環境整備や冬季にライトアップ事業を実施するための諸経費を計上しております。

以上で、議第86号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第87号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（池戸美紀）

補正予算書125ページを御覧ください。

議第87号 令和6年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正いたします。

第1款病院事業費用を85万円増額し、10億5,871万5,000円といたします。

第3条、予算第6条に定めた一時借入金の限度額を「1億5,000万円」から「3億5,000万円」に改めます。令和6年9月2日提出。

詳細は実施計画明細書で御説明いたします。

130ページを御覧ください。

1款病院事業費用、2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で、一時借入金利息として85万円を増額します。これは一時借入金の限度額引上げに対応するために増額するものでございます。

127ページにキャッシュ・フロー計算書、128ページから129ページに予定貸借対照表をつけておりますので御確認ください。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中島達也議員）

これより、本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第76号から議第87号までの12件については、会議システムで配付しております付託表のとお

り、予算決算常任委員会に付託します。

休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（中島達也議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認第1号から認第12号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第26、認第1号 令和5年度下呂市一般会計決算の認定について、日程第27、認第2号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について、日程第28、認第3号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、日程第29、認第4号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の認定について、日程第30、認第5号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について、日程第31、認第6号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について、日程第32、認第7号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について、日程第33、認第8号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について、日程第34、認第9号 令和5年度下呂市水道事業会計決算の認定について、日程第35、認第10号 令和5年度下呂市下水道事業会計決算の認定について、日程第36、認第11号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について、日程第37、認第12号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について、以上12件を一括議題といたします。

認第1号から認第12号までの12件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました認第1号から認第12号までの令和5年度各会計の決算は地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。その結果を令和6年8月20日に決算審査等意見書として御報告いただきましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

一般会計の令和5年度決算額は、歳出総額251億9,149万4,151円で、前年度と比較して6億7,261万2,836円、2.6%の減額となり、合併以降5番目の規模となりました。令和5年度においては、前年度と比較して新型コロナウイルス感染症の対策関連経費が減額となっているものの、物価高騰対策として低所得世帯に対する支援や環境衛生施設整備事業として中山浄化園基幹的設備改良の実施、さらにはふるさと寄附金の収入増に伴う推進事業費の増額や3年間計画的に積立てを行う地域振興基金への積立てなどが、例年の決算規模を上回る要因となっております。

繰越財源を除いた実質収支額は10億3,234万9,725円、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は3億4,477万4,873円の赤字となり、財政調整基金の積立て取崩し額を加味した実質単年度収支もマイナス1億1,616万3,873円と、前年度に引き続き赤字決算となりました。

特別会計、企業会計におきましては、いずれの会計も実質収支が黒字もしくは資金剰余金が生じている状況、または資金不足がない状況であります。ただし、厳しい経営状況となっている会計もございますので、引き続き経営改善の取組を進めてまいります。

なお、一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算概要につきましては、まちづくり推進部長が一括して御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中島達也議員）

次に、認第1号から認第12号までの12件について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

認第1号から認第12号までの決算について御説明を申し上げます。

認第1号から認第8号までは、下呂市一般会計・特別会計歳入歳出決算書により御説明を申し上げます。

それでは、認第1号 令和5年度下呂市一般会計決算の認定についてから順に御説明をいたします。

決算書の6ページをお開きください。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は271億1,336万円、調定額は271億655万318円、収入済額が264億1,587万7,332円、不納欠損額が1,304万5,225円で、収入未済額は6億7,762万7,761円でございます。

続いて、9ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ271億1,336万円、支出済額は251億9,149万4,151円、翌年度繰越額が11億3,125万8,000円で、不用額は7億9,060万7,849円でございます。

10ページから142ページまでの事項別明細書につきましては、ここでの説明を省略させていただきます。

また、特別会計につきましても同様に省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

少し飛びまして、213ページをお開きください。

令和5年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額は12億2,438万3,181円、うち翌年度へ繰り越すべき財源が1億9,203万3,456円で、実質収支額は10億3,234万9,725円でございます。

続いて、221ページをお開きください。

ここからは財産に関する調書でございます。

1. 公有財産の(1)土地及び建物、(2)山林で決算年度中の増減があり、その内訳は表のとおりでございます。

続いて、222ページをお開きください。

(3)有価証券の決算期間中の増減はございません。

次ページをお願いいたします。

(4)出資による権利も決算期間中の増減はございません。

224ページから228ページは、物品についての調書でございます。決算年度中の増減は表のとおりでございます。

続いて、229ページをお開きください。

3. 債権の決算期間中増減高の合計は1,008万円の減で、決算年度末現在高は4,872万円でございます。

続いて、230ページをお開きください。

4. 基金で、特定目的基金の決算期間中増減高の計は18億1,660万1,000円の増で、決算年度末現在高は131億5,285万1,339円でございます。

続いて、231ページをお開きください。

(2)定期運用基金で、育英資金基金の決算期間中増減高は増減ともに同額の1,691万7,080円、下呂市和牛特別導入事業基金の決算期間中増減高は増減ともに824万5,260円、医師確保奨学資金基金の決算期間中増減高は5,100万円の減で、決算年度末現在高はゼロ円でございます。

続きまして、認第3号 令和5年度下呂市後期高齢者医療特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。

159ページをお開きください。

最下段をお願いいたします。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は6億3,984万9,000円、調定額は6億3,325万9,045円、収入済額が6億3,238万7,645円、うち還付未済額が23万3,800円でございます。不納欠損額は9万2,000円、収入未済額は77万9,400円でございます。

続いて、160ページをお願いいたします。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ6億3,984万9,000円、支出済額は6億1,930万5,474円、翌年度繰越額はなく、不用額は2,054万3,526円でございます。

少し飛びますが、215ページをお開きください。

令和5年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は同額で、1,308万2,171円でございます。

続いて、166ページをお開きください。

続きまして、認第4号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算の

認定について御説明を申し上げます。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は2億3,509万1,000円、調定額、収入済額はともに2億4,161万7,134円、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

続いて、167ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ2億3,509万1,000円、支出済額は2億2,690万6,692円、翌年度繰越額はなく、不用額は818万4,308円でございます。

続いて、216ページをお開きください。

令和5年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は同額で、1,471万442円でございます。

続いて、233ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産は、決算年度中の増減はございません。

続いて、176ページをお開きください。

続きまして、認第5号 令和5年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）決算の認定について御説明を申し上げます。

最下段に歳入合計がございます。

176ページをお願いいたします。

歳入の予算減額は38億7,107万5,000円、調定額は39億1,039万1,035円、収入済額が39億729万6,269円、うち還付未済額が39万650円でございます。不納欠損額が112万3,360円で、収入未済額は197万1,406円でございます。

続いて、178ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ38億7,107万5,000円、支出済額は37億5,446万4,160円、翌年度繰越額はなく、不用額は1億1,661万840円でございます。

続いて、217ページをお開きください。

令和5年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額はともに1億5,283万2,109円でございます。

続いて、234ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 基金の介護保険基金については、決算年度中増減高は5,575万4,000円の増で、決算年度末現在高は6億5,573万7,741円でございます。

続いて、194ページをお開きください。

認第6号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）決算の認定について御説明を申し上げます。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は3億1,233万4,000円、調定額、収入済額はともに3億2,502万3,720円、不納欠損額、収入未済額はございません。

続いて、195ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ3億1,233万4,000円、支出済額は3億238万3,483円、翌年度繰越額はなく、不用額は995万517円でございます。

続いて、218ページをお開きください。

令和5年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額はともに2,264万237円でございます。

続いて、235ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産につきまして、決算年度中の増減はなく、2. 物品につきましては、決算年度中の増減は表のとおりでございます。

3. 債権につきましては、看護職員就職準備資金貸付金で決算年度中増減高は20万円の減少で、決算年度末現在高はゼロ円でございます。

4. 基金につきましては、国民健康保険診療所基金で決算年度中増減高は3万8,000円の増で、決算年度末現在高は5,488万8,148円でございます。

続いて、203ページをお開きください。

続きまして、認第7号 令和5年度下呂市下呂財産区特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は646万円、調定額、収入済額はともに646万2,298円、不納欠損額、収入未済額はございません。

続いて、204ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ646万円、支出済額は412万1,209円、翌年度繰越額はなく、不用額は233万8,791円でございます。

続いて、219ページをお開きください。

令和5年度の実質収支に関する調書でございます。

収入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額はともに234万1,089円でございます。

続いて、236ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 公有財産の(1)土地及び建物、(2)山林につきましては決算年度中増減高は表のとおりで、(3)出資による権利は決算年度中の増減はございません。

2. 基金は、下呂財産区管理運営基金の決算年度中増減高は455万1,000円の減で、決算年度末現在高は9,710万2,655円でございます。

続きまして、209ページをお開きください。

認第8号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は1億4,829万1,000円、調定額、収入済額はともに1億4,714万9,065円、不納欠損額、収入未済額はございません。

続いて210ページをお開きください。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ1億4,829万1,000円、支出済額は1億4,652万1,128円、翌年度繰越額はなく、不用額は176万9,872円でございます。

220ページをお開きください。

令和5年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額はともに62万7,937円でございます。

公営企業につきましては、別冊の令和5年度公営企業会計決算書により御説明を申し上げます。

それでは、認第9号 令和5年度下呂市水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、決算書の7ページをお願いいたします。

令和5年度下呂市水道事業報告書をお開きください。

1. 概況の総括事項を簡略に御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

令和5年度については、水道事業包括業務委託の継続、施設の修繕等により、経常収支については4億537万円の損失が発生し、水道事業全体として欠損金を計上することとなりました。

業務状況については、簡易水道事業では、人口減少に伴う給水件数等の減少は続いており、給水量は前年比3.63%の減となりました。また、上水道事業では、観光客の増加により給水量は前年比3.35%の増となりました。

それでは、1ページに戻っていただきまして、令和5年度下呂市水道事業決算報告書をお開きください。

全て税込み金額でございます。区分と決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款水道事業収益の決算額は9億2,332万3,114円、支出の部で、第1款水道事業費用の決算額は13億620万1,475円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は4億3,942万1,903円、支出の部で、第1款資本的支出の決算額は5億9,636万1,967円でございます。翌年度繰越額は7,211万9,000円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の2ページから6ページまでは、損益計算書、貸借対照表などでございます。

7ページ以降につきましては、先ほど御説明をさせていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、認第10号 令和5年度下呂市下水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、決算書の32ページをお願いいたします。

令和5年度下呂市下水道事業報告書をお開きください。

1. 概況の総括事項を簡略に御説明させていただきます。

3段落目から朗読説明をさせていただきます。

平成28年度に策定した下水道事業経営戦略に基づいた計画的な投資財政計画により、より健全な経営を目指しています。また、資産や負債の状況や収益、費用を把握することにより、経営成績の明確化を図り、事業の効率化や健全な財政運営につなげていく必要があります。

27ページをお願いいたします。

令和5年度下呂市下水道事業決算報告書でございます。

全て税込み金額でございます。区分と決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款下水道事業収益の決算額は12億2,723万9,543円、支出の部で、第1款下水道事業費用の決算額は18億156万7,698円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は12億3,424万4,200円、支出の部で、第1款資本的支出の決算額は12億3,859万5,294円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の28ページから31ページまでは、損益計算書、貸借対照表などでございます。

32ページ以降につきましては、先ほど御説明をさせていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、決算書の66ページをお願いいたします。

続きまして、認第11号 令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業報告書を御覧ください。

1. 概況の総括事項を簡略に御説明させていただきます。

3段落目から朗読説明をさせていただきます。

下呂温泉での堅調な宿泊客数の伸びに伴い、下呂温泉合掌村も入場者が目標を大きく超えて17万9,000人に達し、コロナ禍前の令和元年度比で9割までに回復をいたしました。経営状況については、前年度から增收増益となり黒字化を果たすことができました。経営の黒字化は主に入場者数の増加によるものの、委託業務の内製化や人件費の抑制、経費の節減を積極的に行ったことも要因となっています。

以上が概況でございます。

続いて、60ページをお願いいたします。

令和5年度下呂市下呂温泉合掌村事業決算報告書でございます。

全て税込み金額でございます。区分と決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款事業収益の決算額は5億4,227万9,611円、支出の部で、第1款事業費用の決算額は4億9,499万3,854円でございます。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は2,660万1,480円、支出の部で、第1款資本的支出の決算額は2,420万円でございます。翌年度繰越額は880万円でございます。

以上が決算報告関係でございます。

次の61ページから65ページまでは、損益計算書、貸借対照表などでございます。

66ページ以降につきましては、先ほど御説明をさせていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、決算書の84ページをお願いいたします。

認第12号 令和5年度下呂市立金山病院事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

令和5年度下呂市立金山病院事業報告書でございます。

1. 概況の総括事項を簡略に御説明させていただきます。

3段落目から朗読説明をさせていただきます。

収益の面では、一般病棟が担う急性期医療と療養病棟が担う回復期医療の特性が生かせるよう他病院等との連携強化を図りながら病床利用率の向上を目指してきましたが、看護師が6名減となつたことや人口減少、常勤医師の不足などで病床利用率が下がり、大きな減収となりました。収益の減収に伴い、運転資金として市から1億5,000万円の追加の繰入金を入れていただきました。

1行飛ばしまして、非常に厳しい経営状況の中、令和5年度に作成した公立病院経営強化プランを踏まえ、病院・病床機能の見直しや新規事業参入などの検討を行いながら中長期的な方向性を定め、安心して医療を受けることができる持続可能な病院運営に努めてまいります。

患者数を見ると、入院患者数は延べ1万4,999人で、前年度比1,453人の減、外来患者数は延べ3万2,227人で、前年度比428人の減となりました。

78ページをお願いいたします。

令和5年度下呂市立金山病院事業会計決算報告書でございます。

全て税込み金額でございます。区分と決算額を読み上げさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出の収入の部で、第1款病院事業収益の決算額は12億9,640万8,018円、支出の部で、第1款病院事業費用の決算額は12億9,232万472円です。

次に、その下で(2)資本的収入及び支出の収入の部で、第1款資本的収入の決算額は1億3,426万2,000円、支出の部で、第1款資本的支出の決算額は1億9,432万7,963円です。

以上が決算報告関係です。

次の79ページから83ページまでは、損益計算書、貸借対照表などでございます。

84ページ以降につきましては、先ほど御説明をさせていただきました事業報告書を含めた決算附属書類でございますので、説明を省略させていただきます。

先ほど説明の中で、私、認第2号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について説明を全て飛ばしてしまいましたので、改めてそちらのほうを御説明させていただきます。

145ページをお願いいたします。

認第2号 令和5年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算の認定について御説明を申し上げます。

最下段に歳入合計がございます。歳入の予算現額は36億3,970万円、調定額は35億4,329万8,279円、収入済額が34億6,635万1,286円、うち還付未済額が11万5,400円でございます。不納欠損額が1,329万8,619円で、収入未済額は6,364万8,374円でございます。

続いて、147ページをお願いいたします。

最下段の歳出合計ですが、予算現額は歳入と同じ36億3,970万円、支出済額は33億9,088万5,752円、翌年度繰越額はなく、不用額は2億4,881万4,248円でございます。

214ページをお願いいたします。

令和5年度の実質収支に関する調書でございます。

歳入及び歳出の総額は、今ほど申し上げましたとおりでございます。歳入歳出差引額と実質収支額は同額で、7,546万5,534円でございます。

続いて、232ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1. 基金のうち、上段の国民健康保険基金の決算年度中増減高は6,672万9,000円の減で、決算年度末現在高は4億5,560万7,923円でございます。

下段の国民健康保険高額医療費貸付基金でございますが、決算期間中の増減はございません。

以上で、認第1号から認第12号の各会計の決算の認定に係る説明を終わります。認定のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

皆さんにお諮りしたいと思いますが、時間が12時に迫っておりますが、本日予定された予定どおり、今日終わるまで継続的にやりたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

じゃあ、そういうふうに進めます。

ただいま説明がありました各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の定めるところにより、下呂市監査委員の審査がなされています。よって、その結果につきまして監査委員の報告を求めます。

都竹監査委員。

○監査委員（都竹基己）

御報告いたします。

令和5年度下呂市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書を御覧ください。

1ページをお願いいたします。

第1の下呂市監査基準への準拠から第3. 審査の対象及び第5. 審査の主な実施手続、2ページの第6の審査の実施場所及び日程までは、記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

1ページに戻りますが、審査に当たりましては、第4. 審査の着眼点にありますように、市長から審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算関係書類が法令に適合し、かつその関係諸表の計数が正確であるか、また予算の執行が適正かつ効果的に行われているかを主眼として実施いたしました。

2ページを御覧ください。

第7. 審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められた。

なお、予算の執行及び関連する事務処理において、3件の改善すべき事項が認められた。その都度、改善や検討を求めた軽易な事項については記述を省略します。3件の改善すべき事項は、後ほど御説明いたします。

一般会計及び特別会計の決算の概要と意見については、次ページ以降に記載しております。

3ページをお開きください。

決算の概要の総括でございます。

なお、金額につきましては、特に断りのない限り、万円単位まで申し上げます。

令和5年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入351億4,216万円、歳出336億3,608万円でございます。

下段の表は、各会計の決算額であります。

一般会計の歳入総額は264億1,587万円、対前年度比4.9%の減、歳出総額は251億9,149万円、対前年度比2.6%の減であります。実質収支は10億3,234万円の黒字となりました。これは、特別交付税令和6年3月交付分が予算化できなかったこと、ふるさと寄附金の令和6年1月から3月分が予算額を大きく上回ったことなどが要因であります。一般会計の決算額は、歳入歳出とも合併以来5番目の規模となっております。

特別会計の歳入総額は87億2,628万円、対前年度比1.3%の減でございます。歳出総額は84億4,458万円、対前年度比0.2%の減であります。

4ページに、財政指標の状況を記載しております。

財政力指数、3年平均で0.329であります。昨年と同率であります。数値が高いほど、財源に余裕があるとされます。

8ページには、市債現在高の状況を記載しております。

令和5年度末現在高は334億8,471万円で、前年度と比較して13億3,842万円の減であります。起債の償還が進み、減額となっております。

同ページの下段に記載の財政調整基金の令和5年度末現在高は47億9,124万円であります。2億2,861万円増加しております。

9ページからは、一般会計歳入歳出決算状況を記載しております。

11ページに、財源別歳入決算状況を記載しております。

自主財源は103億9,216万円であり、前年度に比べ1億2,693万円増加しております。歳入総額に占める割合は39.3%であり、構成比は前年度に比べ2.3ポイントの増加、決算額も1.2ポイント増加しております。主な要因は、市税、寄附金が増加したことであります。

依存財源は160億2,371万円で、前年度に比べ14億7,962万円減少しております。歳入総額に占める割合は60.7%であり、構成比は前年度と比べ2.3ポイントの減少、決算額は8.5ポイント減少しております。

このうち地方交付税が90億3,328万円で、歳入総額に占める割合は34.2%、前年度に比べ2億3,040万円減少しております。減少の主な要因として、普通交付税において算定の根拠となる基準財政需要額が減少し、基準財政収入額が増加したことなどによるものであります。

国庫支出金は21億7,238万円で、歳入総額に占める割合は8.2%、前年度に比べ6億577万円減少しております。この主要な要因は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、過年度発生分の公共土木施設災害復旧費負担金、萩原小学校長寿命化改良工事完了に伴う公共学校施設整備費補助金の減などによるものであります。

12ページには、性質別経費の決算状況を記載しております。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費は89億8,284万円で、歳出額全体の35.7%であります。

投資的経費は30億6,263万円で、前年度に比べて8億1,703万円減少しております。これは、前年度に萩原小学校長寿命化改良工事、高機能消防指令システム整備事業が完了したことが主な要因であります。

14ページには、不納欠損額を記載しております。

うち、市税の不納欠損額は939万円であります。前年度に比べ1,236万円減少しております。

さらに、15ページから21ページまでは、款別歳入決算状況を記載しております。

22ページには、市債の起債額の明細を記載しております。

令和5年度の起債額は21億6,250万円、前年度と比較して5億1,380万円減少しております。また、臨時財政対策債の発行はありません。

23ページから28ページまでは、款別歳出決算状況を記載しております。

29ページからは、特別会計の決算状況であります。

30ページに、一般会計から特別会計への繰入金が記載しております。

先ほど特別会計の歳入総額は87億2,628万円と申し上げましたが、このうち一般会計からの繰入額は11億9,726万円で、特別会計歳入総額の13.7%であります。主な内訳は、介護保険特別会計（保険事業勘定）に5億7,099万円、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）に2億2,423万円であります。また、学校給食費特別会計は4,619万円と前年度に比較して3,996万円増加しており

ます。これは食材費の高騰対策として実施されたものであります。

31ページには、不納欠損額を記載しております。

不納欠損額は1,451万円であり、このうち国民健康保険税が1,329万円であります。

32ページから40ページまで、7つの特別会計の歳入歳出状況を記載しております。

41ページからは、実質収支に関する調書、財産に関する調書を記載しております。

財産に関する調書では、馬瀬体育館売却による行政財産の減などの明細を記載しております。

44ページには、基金の令和5年度末現在高が記載しております。

147億3,268万円と、昨年度に比べ17億5,011万円増加しております。

45ページを御覧ください。

一般会計・特別会計に関し、結びとしております。

令和5年度の決算は、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類感染症に位置づけられ、令和4年度までは新型コロナウイルス感染症に大きな打撃を受けた市民生活、社会経済活動の回復に向けた国・県の支援制度に加え、市独自の支援事業が展開されましたが、ようやく終息に向かいました。

一方、エネルギーや食料品等の物価高騰に対して、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した給油クーポン事業による市民生活支援が実施された。

同時に、ふるさと寄附金推進事業、中山浄化園基幹的整備改良事業、公園緑地整備事業、新子育て支援施設建設事業、消防詰所整備事業、脱炭素社会推進事業、萩原踏切道拡幅事業、下呂駅及び周辺整備基礎計画検討業務委託事業、アグリチャレンジサポート事業、デジタルトランステクノロジー推進事業、森林経営管理事業、公共林道改良事業、地域材需要促進事業、道路メンテナンス事業、社会资本整備総合交付金事業、観光客誘致対策事業、旧下呂温泉病院リハビリ棟跡地駐車場整備事業、クアオルト健康ウォーキング事業などが実施されたところであります。

同時に、第二次総合計画、これは平成27年度より10年間の計画ですが、3つの重点プロジェクト、人口減少対策、行財政改革推進、地域づくりの仕組みと7つのまちづくりの基本目標により各種事業が推進されました。

さらに、SDGsの目標達成と持続可能な社会の実現に向け、各種事業を通じた課題解決に取り組まれたところであります。

以下、46ページから50ページまで、一般会計・特別会計の分析を記載しております。

3つの改善すべき事項は、個別事項として50ページから52ページに記載しております。

1点目が、アスベスト含有調査事業におきまして、事業者に対する補助金を期日までに交付していなかったことから、県から返還命令書が発せられ、市が返納したものであります。間接補助方式による事務事業については、特に注意して事務を実施されたい。

2点目が、後期高齢者医療広域連合への納付金について、令和4年8月分を桁間違いにより少ない額で納付し、令和5年6月に後期高齢者医療広域連合から指摘され、追加納付したものであります。

3点目が、下呂市ふるさとワーキングホリデー運営委託業務に係る変更契約に関し、事務局費の算定算式に誤りがあり、事業者への支払いが1万円余り過大となつたものであります。

以上が一般会計・特別会計の内容であります。

次に、令和5年度下呂市基金運用状況審査意見書についてであります。

57ページの第1の下呂市監査基準への準拠から第6の審査の実施場所及び日程までは、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

第7. 審査の結果、審査に付された令和5年度の基金の運用状況に関する調査の計数は、関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、基金の運用状況は妥当と認められた。

58ページに基金の運用状況を記載しております。

このうち、医師確保奨学資金基金は、令和5年度に条例を廃止したため、令和5年度末がゼロ円となっております。

次に、令和5年度下呂市公営企業会計決算審査意見書についてであります。

1ページを御覧ください。

第1の下呂市監査基準への準拠から第3. 審査の対象及び第5. 審査の主な実施手続、第6の審査の実施場所及び日程までは、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

審査に当たりまして、第4. 審査の着眼点にありますように、審査に付された公営企業会計の歳入歳出決算関係書類が法令に適合し、かつその関係諸表の計数が正確であるか、また公営企業として常に企業の経済性を發揮するとともにその本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されているかを主眼として実施いたしました。

第7. 審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表、附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、当事業の当年度の経営状況及び当年度末現在の財務状況を適正に表示されているものと認められた。

次ページ以降は、下呂市水道事業会計決算、下呂市下水道事業会計決算、下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算及び下呂市立金山病院事業会計決算の概要であります。

なお、公営企業会計は複式簿記によっております。

また、決算審査資料として、38ページから54ページまで、各公営企業会計の比較損益計算書、比較貸借対照表を記載しております。

まず、水道事業会計決算についてですが、2ページを御覧ください。

当年度の給水人口は2万9,079人（うち上水道区域6,024人）、前年度に比べ551人の減、給水件数は1万3,040件（うち上水道区域2,973件）、26件の減となっております。給水状況の最下段に有収率の記載がありますが、当年度は上水道71.53%、全体では63.29%であります。

7ページには、経営成績を記載しております。

総収益8億4,745万円、総費用12億5,282万円で、純損失は4億536万円であります。総収益には、営業外収益として一般会計から7,456万円の補助金があります。

9ページには、料金回収率を記載しております。

上水道で76.7%、簡易水道では44.7%であります。到底、水道料金では給水原価を賄うことはできません。

10ページには、財政状態を記載しております。

下欄に負債について記載がありますが、固定負債の企業債残は25億858万円であります。

12ページから、結びとしております。

用途別給水状況における有収水量について、構成比の22.9%を占める旅館・保養所においては、観光客も徐々に増加し、前年度比8.3%の増となりました。

しかし、上水道で申し上げれば、有収率がまだ低い状態であります。また、簡易水道においては、給水区域の広さ、高低差などの地理的条件やそれに伴う管路の長さから経営条件が極めて厳しいものがあります。

令和6年度から料金体系や料金水準の見直しが行われているところであります。

次に、下水道事業会計決算についてですが、13ページを御覧ください。

処理区域内人口は2万5,598人で、前年度と比較して500人の減、水洗化人口は2万1,765人で、前年度と比較して391人の減となった。普及率は87.7%、水洗化率は85%となっております。

16ページには経営成績を記載しております。

総収益11億7,283万円、総費用17億5,570万円で、当年度純損失は5億8,287万円であります。

一般会計補助金として、営業収益に1億1,081万円、営業外収益に1億4,853万円の計2億5,935万円があります。

18ページには、経費回収率が記載されておりますが、当年度は39.8%であります。到底、下水道使用料で汚水処理費を賄えるものではありません。

19ページには財政状態を記載しております。

負債について、固定負債のうち建設改良費に充てる企業債が56億9,524万円であります。

21ページに、結びを記載しております。

企業債の残高は、当年度末で71億1,421万円であります。一般会計からの補助金、出資金を合わせて10億6,076万円であります。企業債の償還金が経営を圧迫し、同時に一般会計からの補助金等に頼らざるを得ない状況であります。補助金、出資金については、交付税措置はあるものの一般会計の財政運営にも大きな影響があります。

現在、料金改定に向けた取組等が行われているところであります。

以上、水道事業会計、下水道事業会計について説明いたしました。

下呂市におきましては、水道事業管路の長さは、上水道、簡易水道の計569キロメートル、下水道事業管路は398キロメートルに及んでおり、その管理維持に莫大な費用が費やされております。市は、市民の理解を得るべく、料金体系、料金水準等の改定の市民説明会を実施したところであります。

次に、下呂市下呂温泉合掌村事業会計決算についてですが、22ページを御覧ください。

当年度の入場者数は17万9,332人で、前年度より2万9,851人の増であります。下呂温泉宿泊者数対比で18.6%であります。

24ページには、経営成績を掲載しております。総収益5億1,769万円、総費用4億7,261万円で、当年度純利益は4,508万円であります。当年度は、特別利益として使途不明金事件に係る損害賠償額2億6,507万円、特別損失として使途不明金事件損害賠償金貸倒引当金繰入額2億6,299万円を計上しております。いわゆる本業の売上額、営業収益は、これを差引きしますと2億4,848万円で、昨年度と比較して4,138万円増加いたしました。

純利益は、昨年度と比較して979万円の増となりました。

26ページには、財政状態を記載しております。

現金預金残高は1億1,512万円となり、昨年度に比較して6,481万円の増となりました。

28ページには、結びを記載しております。

当年度の経常利益は6,029万円となった。先送りしていた演芸館しらさぎ座の屋根ふき替えが、国庫補助金やふるさと納税を活用したクラウドファンディングにより資金調達が行われ、工事費2,420万円で実施されたところであります。

下呂温泉合掌村が下呂市の観光に寄与する度合いは極めて高いと評価しております。

最後に、下呂市立金山病院事業会計決算についてでございますが、29ページを御覧ください。

当年度の入院患者数は延べ1万4,999人で、前年度より1,453人減少しております。外来患者数は延べ3万2,227人となり、428人減少しております。

当病院の病床数は99床ですが、病床利用率は41.4%と、前年と比較して4.1ポイントの減少であります。

30ページには、職員数の状況を記載しております。

医師1名減、理学療法士2名減、看護師6名減となっております。

31ページには、診療科別患者数を記載しております。

特に、外科の入院患者数が9,552人と、前年度と比較して1,507人減少しております。

33ページには、経営成績を記載しております。

当年度の総収益は12億8,916万円、総費用13億35万円で、当年度の純損失は1,119万円であります。総収益、総費用とも縮小しております。

34ページには、医療収支比率が記載しております。

当年度は66.7%で、前年度に比べて1.7ポイント減少しております。

35ページには、財政状態を記載しております。

負債について、当年度末、固定負債の企業債が12億4,771万円となっております。

37ページには、結びとしております。

大幅な収入の減少に対応するため、一般会計からの負担金交付金として3億9,515万円が投入されており、厳しい経営状態となっております。

当年度、「市立金山病院の経営改善及び公立病院経営強化プラン」実行支援業務が委託発注さ

れ、6項目のプランにおける取組が示されたところであります。確実な実施を望むところであります。

収入確保には、病床利用率の向上、訪問診察等の在宅医療支援などに取り組むことが必要であります。病院長以下、職員が一丸となって、持続可能な病院経営の確立に取り組まれたい。

以上が、令和5年度下呂市一般会計・特別会計決算審査及び基金運用状況に関する審査意見書、令和5年度下呂市公営企業会計決算に係る審査意見書でございます。

それでは、下呂市一般会計・特別会計決算審査及び資金運用状況に関する審査意見書の52ページにお戻りください。

ここに、最後にして、52ページから53ページまで、6点を掲げてございます。

読み上げさせていただきます。

1点、令和5年度歳出決算における人件費・扶助費・公債費の義務的経費は、89億8,284万1,000円で、歳出全体に占める割合は35.7%である。ここ数年同水準で推移しているが、今後、この割合の増大により財政の硬直化が懸念されるところである。しかしながら、義務的経費は必要な生きた経費であり、このうち44%を占めている人件費についても、引き続き有能な市職員の確保と年齢構成の平準化に取り組むため、有効に使われることを望むものである。

2点、ここ数年間は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害の発生、光熱費・食料品等の高騰に伴い、その対策に係る国からの交付金などがあったことから、歳入額歳出額とも増大した。このような事態に際して、市として初期対応が重要であり、そのためには財政調整基金、災害対策基金等の適正な額の積立てを図っていかなくてはならない。そうした中、令和5年度において、積立金の充実が図られたことは評価するところである。

3点、市道、橋梁、公共施設等のインフラ整備については、莫大な工事費がかかり、かつ工期も長期となるため、計画的に進められている。また、公営企業会計である水道事業、下水道事業には、基準内・基準外を含め14億3,486万9,000円の一般会計繰出金がなされた。年初の能登半島地震災害でも市民生活に大きな影響があった水道・下水道は日々欠かせないものである。水道事業については、令和6年度より料金体系、料金水準の改定がなされたが、市民には水道・下水道の維持管理の重要性について理解いただき、応分の費用負担の合意形成をお願いするものである。

4点、子ども・子育て支援、新規就労者支援等々、きめ細かな事業が展開された。これらが単年度の成果でなく、今後、中長期の観点から有効な施策となることを望むものである。

5点、ふるさと寄附金が10億円を突破したことは特筆に値する。関係者の御尽力を多とするものである。返礼品は、市内事業者が精魂を込めたものであり、全国の寄附者の信用・信頼を引き続き確保していただきたい。

6点、年初に起こった能登半島地震災害には、下呂市はいち早く支援の手を差し伸べ、多くの市職員が各方面各分野で活動された。下呂市に対する信用・信頼をも高めたと評価している。同時に、今後の危機管理に役立てていただきたい。

今、最後に申し上げました能登半島地震に際しまして、被災したある50代の女性は、70年前、

この地に初めて電灯がともったときの喜びを祖母が語ったように、私どももまた復興を成し遂げたいというふうに語っております。厳しい自然の下、華やかな生活をすることもなく、また今後もそれを望まず、この地に生きることを誇りとして喜びとすると。この精神、この心意気に涙するものであります。地方なくして日本国はない、この意を強くするものであります。

以上、令和5年度決算審査意見とします。

○議長（中島達也議員）

これより、本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

認第1号から認第12号までの12件については、会議システムで配付しております付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（中島達也議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月13日午前9時30分より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時23分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月2日

議長 中島達也

署名議員 11番 尾里集務

署名議員 12番 中島ゆき子